

松原がんばる市民応援グッズ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松原がんばる市民応援金交付要綱（平成22年11月15日実施）に基づき、松原がんばる市民応援金を交付したもの等に、同要綱に規定する競技会等へ出場する際に使用する応援グッズを無料で貸し出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出グッズ)

第2条 貸出しに供する応援グッズは、別表に定めるとおりとする。

(貸出しの対象)

第3条 応援グッズの貸出しを受けることができるものは、松原がんばる市民応援金交付要綱に基づき松原がんばる市民応援金を交付されたもの又はその関係者として市長が認めるものであって、応援グッズを当該交付の対象となった競技会等での応援に使用するものとする。

(貸出期間)

第4条 応援グッズの貸出期間（応援グッズの貸出返還に係る期間を含む。）は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出申請)

第5条 応援グッズの貸出しを希望するもの（以下「申請者」という）は、松原がんばる市民応援グッズ貸出申請書（様式第1号）に、第3条の競技会等に係る「松原がんばる市民応援金交付決定通知書」の写しを添付して、応援グッズを使用する1週間前までに市長に提出しなければならない。

(貸出承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、応援グッズの貸出しの可否を決定し、松原がんばる市民応援グッズ貸出承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(返還等)

第7条 申請者は、応援グッズの使用が終わったときは、貸出期間内に返還しなければならない。

2 申請者は自己の責めに帰すべき原因により、応援グッズを損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(実施の細目)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月20日から施行する。

別表（第2条関係）

| 品名 | 貸出限度数 | 参考 |
|--------|-------|-----------------------------|
| のぼり | 20 枚 | 450×1500 (mm) 生地：テトロンポンジ |
| のぼりポール | 20 本 | 1.63～2.85m (2 段伸縮) |